

第 19 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和 4 年 1 月 28 日 (金)
- 2 開閉時間 午後 5 時 00 分開会 午後 6 時 00 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 14 人
1 番 寺崎秀子 2 番 小野寺昭一 3 番 坂上 修 4 番 佐藤美頭雄
5 番 斉藤哲子 6 番 開澤克明 7 番 山崎禎彦 8 番 鈴木英博
9 番 松田直人 10 番 相澤峰基 11 番 北村浩光 12 番 西永和美
13 番 舟根 禎 14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 岡野事務局長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 12 番 西永和美、13 番 舟根 禎
- 9 議事内容
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の要請について
議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第19回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は14名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、12番委員、13番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」が報告事項ですので、事務局から説明願います。
- 主事 それでは、議案2頁をご覧ください。
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございます。
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。
議案3頁、4頁をご覧ください。
番号が8番、9番の2件でございます。
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます
位置図については、別冊説明資料の1頁、2頁に載せてありますので、ご確認願います

報告について以上です。
- 議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。
委員 無しの声
議長 無ければ、次の日程に入ります。
- 議長 続きまして、日程第3議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。
- 局長 それでは、議案6頁をご覧ください。
議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。
合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。
議案は7頁、8頁をご覧ください。
番号が72番の1件の通知を受理しております。
合意解約の理由については、備考欄に記載のとおりで、基盤整備事業による面積変更のためでございます。
土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契

約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、それぞれ、議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が6か月以内であるかの確認については、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第4議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案10頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

農地法第3条の規定に基づき、農地等の権利移転に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は11頁、12頁をご覧ください。

番号が9番の1件の許可申請がありました。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は、説明資料の3頁に載せてありますのでご確認願います。

農地法第3条の許可要件については、説明資料の4頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしていると判断をしました。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第5議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案14頁をご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は15頁、16頁をご覧ください。

番号が17番から19番までの3件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡し時期は議案の記載のとおりです。

位置図は、説明資料の5頁から8頁までに、調査書は、9頁から11頁までに載せてありますので併せてご確認願います。

あっせん案件でございますので、担当の委員さんより、あっせんの補足説明をお願いします。

議長 17番です。

11番委員 あっせん期間が、12月8日から12月28日まで、回数が3回です。

単価は評価通りの金額です。

議長 18番です。

あっせん期間が、12月7日から1月11日までです。

単価については、総額1,800,000で成立しています。

19番です。

あっせん期間が、1月13日から1月27日までです。

単価については、3分割で、177,500円、208,000円、60,086円で成立しています。

議長 それでは、議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました

議長 続きまして、日程第6議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」

を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案 18 頁をご覧ください。

議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

議案が 19 頁から 28 頁まででございます。

番号が 63 番から 85 番までの 23 件でございます。

賃貸期間満了による更新が 18 件、新規の契約が 5 件でございます。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の住所及び氏名、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の 12 頁から 37 頁まで、調査書が 38 頁から 60 頁までに載せてありますので併せてご確認願います。

なお、議事参与の制限を受ける案件がございます。

66 番の案件については、委員、76 番の案件については、委員、81 番、82 番の案件については、委員が議事参与の制限を受ける案件となっています。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりましたので審議いたします。

議事参与の案件がありますので、66 番の案件から審議いたします。

9 番委員

私の案件ですので、退席します。

議長

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

66 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員

全員挙手

議長

はい、それでは 66 番の案件については、認めると決定しました。

9 番委員

着席

議長

続いて、76 番の案件について審議いたします。

12 番委員

私の案件ですので、退席します。

議長

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

76 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員

全員挙手

議長

はい、それでは 76 番の案件については、認めると決定しました。

12 番委員

着席

議長

続いて、81 番、82 番の案件について審議いたします。

2 番委員

私の案件ですので、退席します。

議長

質疑ございませんか。

委員 無しの声
議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
81番、82番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手
議長 はい、それでは81番、82番の案件については、認めると決定しました。
2番委員 着席
議長 それでは残りの案件について審議いたします。
質疑ございませんか。

委員 無しの声
議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
残りの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手
議長 はい、それでは残りの案件について、認めると決定しました。
議長 日程については以上になります。
その他に入ります。

局長 議案29頁をご覧ください。
その他の案件の1番、次回の定例会についてです。
次回、第20回の日程ですが2月24日(木)の17時00分からの開催で
考えていますがよろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。
委員 問題なしの声
議長 それでは2月24日(火)の17時00分からをお願いします。
局長 続きまして2番、農地移動適正化あっせん経過報告についてです。
追加のあっせん申出がありましたので、あっせん委員の指名についてお
願います。

議長 私から指名してもよろしいでしょうか。
委員 問題なしの声
議長 25番は、10番委員と私、26番は、2番委員、11番委員、27番は、2番
委員、11番委員をお願いします。

局長 主な関係機関の日程については議案に記載のとおりですのでご確認ください。
事務局からは以上です。

議長 それでは、以上をもって第19回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。